

平成25年度美波町育英奨学金を希望される方へ

美波町教育委員会では、優秀な人材を多く育成することを目的に、経済的な理由で就学が困難な学生に奨学金を貸与します。資格要件等

①町内に住所を有する者の子弟で、大学(短大・高専・各種専門学校を含む)、高校に在学中、又は入学が決定している者。

②学業及び人物が優秀な者。

③学資の支弁が困難と認められる者。

※他の奨学金と重複してもさしつかえありません。

奨学金貸与額(月額)
・ 大学等 5万円以内
・ 高校 2万円以内
・ 高 子 無利子

返還期間
卒業1年後から10年以内。但し年間の返還額が大学等で12万円、高校で6万円を下まわることはできません。(短大の場合は、返還期間が8年となります。)

貸与者の決定
貸与人数が限られておりますので、審査委員会を開催して貸与者を選考します。

申請方法
申請書類は美波町教育委員会・由岐公民館にあります。

申請書に必要な事項を記入の上、期限までに美波町教育委員会へ提出してください。

申請期限 平成25年5月21日
お問い合わせ先
美波町教育委員会

☎ 77-3620

税務課からのお知らせ

土地(家屋)価格等縦覧帳簿の縦覧・固定資産課税台帳の縦覧について

税務課では、4月1日から7月31日まで土地(家屋)価格等縦覧帳簿を縦覧します。この縦覧は、納税者が他の土地・家屋の価格と比較して、自己所有の土地・家屋の評価が適正かどうかを確認することができます。縦覧できる方は、固定資産税の納税者本人です。なお、代理人に縦覧を依頼する場合は委任状が必要となります。

また、固定資産課税台帳については、自己資産について記載された部分を一年中確認することができるとともに、借地人・借家人についても使用又は収益の対象としている部分について閲覧できます。

この期間中に、ご自分の所有している土地や家屋、償却資産などの登録事項に誤りがないかどうかを確認してください。

家屋を新増築・取り壊した場合
は、届出をお願いします。

特に、家屋を取り壊した場合、税務課へ家屋減失届を提出してください。この届出がない場合、固定資産課税台帳から抹消されず、固定資産税が課税されたままとなる場合があります。

また、登記されている家屋を取り壊した場合は、減失登記をされますようお願いいたします。

お問い合わせ先
役場税務課 ☎ 77-3615

美波町都市計画道路及び臨港地区の変更素案の縦覧及び説明会等の開催について

このたび、美波町都市計画道路及び臨港地区につきまして、現状の社会情勢・土地利用形態の変化等に伴い見直しを行います。つきましては、次のとおり変更素案を縦覧するとともに、説明会及び公聴会を開催します。

縦覧期間
3月11日 から3月22日 まで
縦覧場所
県庁都市計画課及び役場建設課

説明会
開催日時
3月12日 午後7時から
開催場所
日和佐公民館 3F 大集会室

公聴会

開催日時
3月26日 午後7時から

開催場所
日和佐公民館 3F 大集会室

公述申込
美波町内にお住まいで、当該都市計画の変更素案に対して公述を希望される方は、意見の要旨、その理由、住所、氏名、電話番号を記載した書面を3月22日までに美波町長あてに提出してください。(提出先は役場建設課)

※公述人がいない場合は、「公聴会」は行いません。
お問い合わせ先
役場建設課
☎ 77-3618
FAX 77-1666

町民交通傷害保険への加入について

今年も、町民交通傷害保険の加入募集を行います。

3月号広報に折り込んであるチラシの内容をご覧頂き、加入申込書に必要な事項を、ご記入の上、加入の保険料を添えて、美波町役場、由岐支所、阿部支所へ、3月29日 午後5時までに申し込まください。

また、保険期間は平成25年4月1日から平成26年3月31日までとなります。

日までとなります。

※この町民交通傷害保険につきましては、諸事情により、今回の募集をもって終了させていただきますので、ご了承ください。

お問い合わせ先
役場消防防災課
☎ 77-3619

美波町産業振興事業について(お知らせ)

農林水産業及び商工業の振興と後継者の育成を図るために、次のような事業があります。

地域産業育成研修奨励金
住民が地域産業の育成のための技術を研究、習得するために、町外において研修を受ける場合にその者に支給する。

地域産業経営近代化資金利子補給金
住民が地域産業の経営の近代化を推進するための借入金に対する利子補給を行う。

後継者育成奨励金
住民が地域産業従事者の後継者になった場合、その者に支給する。

お問い合わせ先
役場産業振興課
☎ 77-3617
由岐支所地域振興室
☎ 78-2214